

給食提供非常時における主食等調達に関する連携協定書

豊明市学校給食センター（以下「甲」という。）、フジパン株式会社豊明工場（以下「乙」という。）、公益財団法人愛知県学校給食会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、豊明市学校給食センターにおいて学校給食（以下「給食」という。）の供給不能が発生した場合、甲、乙及び丙との間における支援協力を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「給食の供給不能」とは、甲が実施する給食について、災害、事故、設備故障、停電又は断水、感染症の発生、食中毒、原材料の調達困難その他の事由により、全部又は一部の供給が不能となる状態をいう。

（支援事項等）

第3条 この協定に基づき、乙が実施する支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) パンの提供
 - (2) パンの運搬
 - (3) 前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 この協定に基づき、前項以外に甲が支援を必要と判断した場合に、丙が実施する支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 前項の代替食の提供
 - (2) 前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（食品衛生等）

第4条 乙及び丙は、この協定に基づき食品を提供するにあたり、食品衛生に関する法令等を遵守するものとする。

2 乙及び丙は、甲が必要と認めるときは、提供する食品について、賞味期限、保存方法、アレルギーに関する情報その他甲が必要と認める事項を、甲に提供するものとする。

（支援事項の要請等）

第5条 甲は、乙または丙の支援を受けようとする場合には、次の事項を明らかにして文書等により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、インターネット回線や電話回線を利用し、通話アプリをはじめ SNS、電子メール、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 供給不能の状況
- (2) 支援の具体的な内容及び必要量

- (3) 支援を希望する期間
- (4) その他支援を実施するのに必要な事項

2 甲は、丙への支援要請の有無に関わらず、必要に応じて乙への要請内容について丙に情報共有する。

（支援の実施及び実施可否の判断）

第6条 乙及び丙は、甲から前条に基づく支援要請を受けた場合、特別な事情により支援できない場合を除き、可能な限りこれに応じ速やかに供給するように努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の支援要請を受けた場合、速やかにその実施可否について、電話等により連絡するものとする。
- 3 乙及び丙は、甲からの支援要請に対する支援の実施が可能な場合、提供可能な食品を甲に通知する。

（発注方法）

第7条 甲は、前条第2項の乙及び丙からの回答に基づき、乙及び丙に対する支援について次の事項を記載した発注書を、書面又は電子メールその他電磁的方法により提出して発注するものとする。

- (1) 納品名称
 - (2) 納品数量
 - (3) 納品希望日時
 - (4) 納品場所
 - (5) その他乙及び丙が必要と認める事項
- 2 前項にかかわらず、緊急を要するとき、甲は電話その他の方法により口頭で発注することができる。この場合、甲は、速やかに前項の発注書を乙及び丙に交付し、当該口頭発注の内容を確認するものとする。

（配送方法）

第8条 乙及び丙は、甲が指定する納品場所に配送する。また、配送日時については、甲と協議の上決定する。

- 2 乙及び丙は、前項の配送について、自らの責任において、運送業者その他の第三者（以下「委託先」という。）に委託して行わせることができる。
- 3 乙及び丙は、配送にあたり衛生管理に十分配慮し、品質保持のための措置を講じるものとし、委託先に対しても同様の措置を遵守させるものとする。
- 4 乙及び丙が配送を完了したときは、甲は、受領確認書その他当事者が合意する方法により受領の事実を確認するものとする。

（事業完了報告）

第9条 乙及び丙は、食品の供給を終了したときは、甲に対し納品書等を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく支援の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

(費用の負担及び支払)

第11条 本協定に基づき乙及び丙が支援したことにより生じた食品の代金及び運搬に要した費用（以下「代金等」という。）は、甲が負担することとし、その額及び算定方法その他必要な事項は、直前における価格を参考に協議して定めるものとする。

2 乙及び丙は、前項の代金等について、支援完了後、速やかに甲に対し請求書を提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、乙及び丙の指定する金融機関を通して支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(協定内容の変更)

第12条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間の満了の日の2か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも別段意思表示がなかったときは、さらに1年間効力を有するものとし、以後においても同様とする。

2 有効期間の満了を持たずに本協定を終了することについて、甲、乙及び丙が合意した場合は、本協定を解約することができる。

(協定の解除)

第14条 甲、乙及び丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 甲、乙、丙に対する信頼関係を破壊する行為その他背信行為があったとき。
- (2) 甲、乙、丙の役員が愛知県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明したとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき。
- (5) その他本協定を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(守秘義務)

第15条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報を、相手

方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が終了した後も、理由の如何を問わず前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定に関連して個人情報を取り扱う場合、当該個人情報を本協定の目的の範囲内でのみ利用し、目的外利用をしてはならない。

4 甲、乙及び丙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

5 甲、乙又は丙のいずれかは、個人情報の漏えい等（漏えい、滅失又は毀損をいう。）又はそのおそれが生じたときは、相手方に速やかに報告し、拡大防止及び再発防止に必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた事項については、甲、乙及び丙で協議の上、これを定めるものとする。

(免責事項)

第17条 天変地変その他不可抗力により、甲、乙又は丙のいずれかがこの協定に定める義務を履行できなかった場合は、その責めを負わないものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年8月19日

甲 住 所 豊明市新田町子持松1番地1
豊明市長

小 浮 正 典

乙 住 所 豊明市新田町井ノ花18番地
フジパン株式会社
豊明工場 工場長

高 懸 智

丙 住 所 豊明市阿野町惣作87番地1
公益財団法人愛知県学校給食会
理事長

高 橋 伸 至